

第 14 次労働災害防止推進計画

厚生労働省 茨城労働局

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における労働災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第一次の計画が策定され、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、労働災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者及び労働者等の関係者に対し安全衛生に取り組む際の実施事項や目標を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生水準は大幅に改善し、長期的には労働災害は減少してきた。

一方、近年の県内の状況に目を向けると、中期的な死亡者数は減少してきているが令和3年及び令和4年に連続して増加したこと、また、死傷者数が3千人前後で高止まりの傾向にあることなど、依然としてその水準は低いとはいえず、また、産業構造の変化等による第三次産業の労働災害増加や労働災害発生率（死傷年千人率）が高い高年齢労働者が増加している等、中小企業を中心に安全対策のより一層の取組促進が不可欠な状況にある。

他方、労働者の健康保持に関しても、県内における脳・心臓疾患や精神疾患による労災決定件数が減少に至っていないことや、高齢化社会の進展による健康課題の増大、治療と仕事の両立支援の対応、テレワークや兼業・副業への対応及び化学物質管理のあり方等について多くの課題があり、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

このような状況を踏まえ、県内の各労使団体、関係機関・団体及び事業者が、本計画の趣旨が十分理解し連携を促進、安全・安心な職場環境を実現することで、労働災害が少しでも減少し、労働者一人一人が健康に働くことができる職場環境を実現すべく、2023年度を初年度とする第14次労働災害防止推進計画（以下「14次防」という。）をここに策定する。

1 推進計画のねらい

（1）計画の期間

本計画は、2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

（2）計画の目標

ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働

者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、国は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・ 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取り組み（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を 2027 年までに 45%以上とする。
- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。
- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。
- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 1 号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 企業における年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を 2027 年までに 80%以上とする
- ・ 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。
- ・ 労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安であり、計画期間中の評価は、単に数値比較をして、その達成状況のみをもって判断するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組みがアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

県内、転倒災害死傷年千人率

0.47 (2022年2月末速報値) →増加に歯止め

- ・ 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。

県内 転倒平均休業日数

44.0 日 (2022年2月末速報値) →40 日以下

- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

県内 社会福祉施設腰痛件数

68 件 (2022年2月末速報値) →減少

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

県内 60 歳代以上死傷年千人率

2.10 (2022年2月末速報値) →増加に歯止め

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに全体平均以下とする。

県内 外国人死傷年千人率

5.76 (2022年2月末速報値) →2.18 (2022年2月末全体平均) 以下

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 陸上貨物運送事業の死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5%以上減少させる。

県内 陸上貨物運送業死傷者数

409 件 (2022年2月末速報値) →388 件以下 (5%以上減少)

- ・ 建設業の死亡者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 15%以上減少

させる。

県内 建設業死亡者数

12人（2022年）→10人以下（15%以上減少）

- ・ 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5 %以上減少させる。

県内 製造業機械によるはさまれ巻き込まれ死傷者数

150件（2022年2月末速報値）→142件以下（5%以上減少）

- ・ 林業の死亡者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 15%以上減少させる。

県内 林業死亡者数

0人（2022年）→0人の継続

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5 %以下とする。

全国 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合

8.8%（2021年）→5%以下とする

- ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

全国 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合

53.3%（2021年）→50%とする

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を 2018 年から 2022 年までの 5 年間（81 件）と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で、5 %以上減少させる。

県内 13次防期間中総件数（81件）の5%以上の減少

81件→76件以下（5%以上減少）

- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の発生指数※を第13次労働災害防止計画期間（5件）と比較して減少させる。※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

県内 14次防止期間中熱中症死亡者総数

5件→5件未満とする

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年においては、5%以上減少する。
- ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

（3）計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年度、計画の実施状況の確認、評価等を行ない、必要に応じて計画を見直す。

また、アウトプット指標及びアウトカム指標の現状把握（中間）は、死傷病報告による死傷者数の基礎データによるほか、安全衛生大会等におけるアンケート調査を用いた労働局において分析評価した結果によるものとする。

計画の評価にあたっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、またアウトプット指標として定める事業者の取組がどのアウトカム指標の達成に寄与しているかの分析も行うこととする。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

（1）死亡災害の発生状況と対策の方向性（グラフ1、グラフ2、グラフ5）

- ・13次労働災害防止計画期間中の死亡者数は118人で、年平均23.6人であった。
- ・これまでは10次防198人、11次防159人、12次防153人で、年平均で10次防39.6人、11次防31.8人、12次防30.6人と推移しており、死亡災害は着実に減少してきたものと認められる。

- 業種別では、13次防期間中、製造業26人(22.0%)、建設業41人(34.7%)、陸運業12人(10.2%)で、これら3業種で79人(66.9%)であり、全体の約7割を占める。
- 事故の型別では、13次防期間中、墜落・転落災害が27人(22.9%)、はさまれ・巻き込まれが21人(17.8%)、交通事故で19人(16.1%)であった。
- 13次防の最終2か年は2年連続で増加し、特に最終年の令和4年は30人で、直近では平成27年の33人に次ぐ死亡者数であった。
- 令和4年は、はさまれ・巻き込まれ災害が7人で、令和3年の3人から倍増し、令和2年に発生がなかった熱中症が、令和3年1名、令和4年は3名発生している。
- 引き続き、業種や事故の型等災害の傾向をとらえた死亡災害対策を継続していく必要がある。
- なお、林業については、13次防期間中、死亡災害が発生しておらず、また死傷災害の増加傾向もみられないことから、本推進計画においては業種別の重点項目は設けず、上記1のアウトプット指標及びアウトカム指標の達成を目指し、関係機関等と連携しつつ各種施策の周知等を図ることとする。

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性(グラフ3 グラフ4、グラフ6)

- それまで減少していた死傷災害は、11次防期間中の年平均2,824人から12次防期間中は2,850人(対前期間+26人、0.9%増)、13次防期間中は3037人(対前期間+187人、6.6%増)で増加傾向に転じている。
- 13次防期間中の業種別の年平均死傷者数は、製造業851人、建設業307人、陸運業403人、小売業322人、社会福祉施設219人、飲食店99人であった。
- 12次防期間中の年平均死傷者数は、製造業812人、建設業368人、陸運業382人、小売業296人、社会福祉施設122人、飲食店97人であった。
- 比較すると社会福祉施設は+97人(79.5%増)、小売業+26人(8.8%増)、陸運業21人(5.5%増)のとおり第三次産業へのシフトが続いているほか製造業においても+47人(5.8%増)と増加している。
 なお、飲食店については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、第12次防期間中と同程度の数値であった。
- 事故の型別では、社会福祉施設で動作の反動・無理な動作が359人(13次防期間累計、業種全体に対し32.8%)、転倒295人(同、

27.0%)、墜落・転落90人(同8.2%)、小売業で転倒426人(同26.4%)、動作の反動・無理な動作265人(同16.4%)、墜落・転落168人(同10.4%)等第三次産業においては、いわゆる行動災害が多く発生している。

- ・一方、製造業では依然として機械などによるはさまれ・巻き込まれ1,122人(同、26.3%)が一番多く、次いで墜落・転落が510人(同、12.0%)で、建設業の墜落・転落災害の466人(同)を超える被災者が発生している。
- ・県内の死傷者に占める60歳以上の労働者の割合は、平成20年で16.3%であったが、令和3年は24.4%であった。このように労働災害についても高齢化が進んでいる。
- ・県内の労働災害も産業構造の変化により、第三次産業の発生割合が増え、その多くは行動災害であり、高齢者の被災の割合も増加し続けている。
- ・製造業においては、労働力人口の減少、人手不足の環境下において、オートメーション化やIT化への対応に出遅れた場合、資源を安全衛生に投入することができず、結果、管理体制の低下、ひいては災害の増加につながっている可能性がある。
- ・製造業に限らず、建設業など比較的安全衛生への取組が進んできたと考えられる業種においては、法的な規則の遵守にとどまることなく、リスクアセスメントの実施など自発的な安全衛生対策の取組の推進を図っていくこと必要である。

(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策関連

- ・茨城労働局管内においては、常時50人以上の労働者を使用する事業場において平成27年から義務されているストレスチェック実施率は毎年概ね75%程度を推移し、25%が未実施となっている状況にあるほか、努力義務であるものの、ストレスチェック集団分析実施率は85%程度を推移していることから、今後も集団分析の実施を促すことが必要な状況にある。
- ・近年の傾向として、精神障害による労災請求件数及び認定件数は減少する兆しはなく、ストレスチェックの適切な実施のほか、ストレスチェック集団分析実施率の更なる向上及びメンタルヘルス対策の支援が必要な状況にある。

イ 過重労働防止対策関係

- ・脳・心臓疾患による労災認定については、精神障害による労災認定

とは異なり、長時間労働が起因することが顕著に表れていることから、引き続き、時間外・休日労働を削減する必要がある。

ウ 産業保健活動関係

- ・ 職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応等、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。
- ・ 法令に基づく産業保健体制は整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。
- ・ 産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携等も含め、このような小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。
- ・ 労働力人口における通院者の割合が増加を続ける（平成 31 年：36.8%（国民生活基礎調査））一方で、令和 4 年に茨城労働局が実施した「治療と仕事の両立支援アンケート」結果（参考資料）によれば、「治療と仕事の両立支援」というフレーズを知っていると回答した事業場が半数以上を占め、治療と仕事の両立支援の実績があると回答した事業場が 7 割を占めているものの、回答のあった事業場の 9 割が、担当者を治療と仕事の両立支援に係る研修会に参加させるまでには至っていないほか、治療と仕事の両立支援窓口が設けられている医療機関を知らないことを踏まえると、事業場として積極的に取り組まれているとは言えない状況にある。このため、疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、事業場において治療と仕事の両立支援の積極的な推進が必要である。（グラフ 7）

（4）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

- ・ 国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。さらに、化学物質による休業 4 日以上労働災害（がん等

の遅発性疾病を除く。)のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが約8割を占めている。これらを踏まえ、従来、特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度が導入されたことから、個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制についての定着が必要となっている。

- ・ 2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、令和4年度を初年度とする石綿ばく露防止5カ年計画に基づき石綿ばく露防止対策等の推進が必要である。
- ・ じん肺新規有所見労働者は依然として発生している状況にあるほか、熱中症による休業災害はもとより、死亡災害が毎年発生している状況にある。

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

- ・ 事業者、労働者のみならず、注文者等の全ての関係者が安全衛生に対する責任や問題意識を共有し真剣に取り組むための環境を実現する。
- ・ 災害防止対策が経営上のリスク管理や労働損失の減少、人員確保につながることにについて事業者が再認識できるよう各種情報提供を行う。
- ・ 県内で13次防期間中、労働安全衛生法違反により送検した事業場は平成30年9件、平成31年(令和元年)12件、令和2年19件、令和3年21件であり、12次防期間中と比較しても減少していない。引き続き遵法意識の向上も含め安全衛生対策への意識啓発に取り組む必要がある。
- ・ 事業者側から自社で発生している労働災害や実施している安全衛生対策の内容を発信することによる安全衛生対策へのモチベーションの向上を実現する。
- ・ 事業者が容易に安全衛生の進め方を国や安全衛生の専門家に相談でき、また、技術面を含めた指導や支援が受けられる体制を構築する。

3 重点事項ごとの具体的取組

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

- ・「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰」、「SAFEコンソーシアム」、「安全衛生優良事業場制度」等、既存の制度を活用して事業場の安全衛生活動へのモチベーションを最大限高めるとともに「健康経営認定制度」等関係機関が所管する制度と連携して、安全衛生対策に積極的に取り組む事業場への評価がなされるよう、行政横断的に取組を行う。
- ・発注者においても労働災害が少なく、また安全衛生対策に積極的に取り組む事業場が評価されるよう、請負関係における適正な安全衛生経費の確保とともに働きかけを行う。
- ・事業者が安全衛生活動の取組状況や労働災害の発生状況を一般向けに公開したり、第三者から評価を受ける仕組みを取り入れることを推奨し、導入を進める。
- ・県内に立地する大学等の教育機関に対し、授業などでの支援を行うことにより、これから労働者となる世代への安全衛生の取組内容の浸透を図る。
- ・日本労働安全衛生コンサルタント会茨城県支部や災害防止団体との連携を強化し、技術・技能的な支援を図り、安全衛生コンサルタント及び安全管理士等による専門的助言が可能となるよう体制を整える。
- ・産業医不足や知識・能力の向上に資するため、茨城県医師会や茨城産業保健総合支援センターに対する産業医セミナー等を通じた支援の強化を図る。
- ・事業場が助成金等の公的助成や各種ツールを平易に活用できるよう、ホームページの構成や広報手法の最適化を図る。

イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知、DXの推進

- ・統計処理等の効率化のため労働者死傷病報告のシステム改修が予定されていることから、各事業者への必要な情報の周知を行う。
- ・災害発生状況の要因等について、より深化した分析を行い、事業場において科学的根拠に基づいた取組がなされるよう行政からの発信を強化する。また、デジタル技術など各種最新技術についての情報提供を行う。
- ・事業者が各種健診情報を有効に活用し労働者の疾病予防、健康づくりにつながるよう、コラボヘルス等の取組を推進する。

- ・行政職員への研修を強化し、職員の事業場に対する指導力を向上する。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

＜労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策に係る指標＞

アウトプット指標

- ・転倒災害に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・小売業、社福の正社員以外への教育実施率 80%以上とする。
- ・介護・看護作業についてのノーリフトケアを実施している事業場の割合を 2023 年と比較して増加させる。

アウトカム指標

- ・転倒の年齢層別死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

ア 全産業を対象とした取組

- ・県内の平成 30 年から令和 3 年の間に発生した死傷災害について、事故の型別で多い順に転倒が 17.1%、動作の反動・無理な動作 12.9%であり、これらで全体の約 30%を占める。
- ・厚生労働省のアンケート結果によると、転倒災害に取り組んでいる事業場の割合は 83.5%で、職場内での手すり、滑りにくい床、靴等の設備面での対策を講じていたのは 83.7%であった一方、骨密度「ロコモ度」等のチェックによる転倒やけがのリスクの見える化に取り組んでいたのは 4.1%、転びにくいけがをしにくい身体づくりの取組が 6.4%でソフト面での対策が低調である。
- ・転倒及び動作の反動・無理な動作は、以下イのとおり、第三次産業における割合が高い一方、全業種としても上記のとおり 40%程度発生している。製造業や建設業などこれまで対策が進んできた業種においては、転倒防止対策の効果についてより浸透させることによって、さらに災害の減少につながる可能性がある。
- ・また、上記取組を行っていない理由に「その他の経営課題と比較して優先度が低い」を選んでいる事業場が 26.5%存在する。
- ・SAFE コンソーシアムのシンポジウムやアワード等の取組を通じて、事業者及び労働者双方の意識の変化を進める。特に県内におい

ては第三次産業以外の事業場からのアワードに応募する事業場を広げ、好事例化や表彰受賞によるモチベーションの向上（各種安全衛生対策での受賞式の実施等）につなげる。

- ・茨城県の健康経営制度やスポーツ庁など他の行政機関や関係機関との連携を進め、労働者の健康意識の向上及びスポーツの習慣化を進める。
- ・全業種を対象とした行動災害防止の取組を進めるため、茨城労働局及び管下労働基準監督署ではあらゆる機会を通じ、自発的取組を促すアクションを行うこととする。

イ 第三次産業を対象とした取組

- ・県内の産業構造は、令和3年の経済センサスによると、卸売業小売業が24.2%で2位の建設業の13.1%、5位の製造業9.1%のそれぞれ倍以上であり、第三次産業で過半を占める。
- ・第三次産業における労働災害は、小売業で年間313件（令和4年）（対平成29年比13.0%増）、社会福祉施設で年間217件（令和4年）（対平成29年比77.9%増）で増加傾向にあり、特に社会福祉施設で顕著である。
- ・令和3年ベースで転倒災害は小売業において27.6%、社会福祉施設において21.7%を占め、動作の反動・無理な動作は、小売業で17.1%、社会福祉施設で38.9%を占め、本県においても、転倒災害、腰痛災害などの行動災害の割合が全産業に比べ高い状況にあることからこれらの業種で重点的に行動災害対策を進める必要がある。
- ・行動災害対策を進めていく上で重要なのは、体づくりも含めた広義の意味での安全の意識の向上であることから、労働者に対し直接訴えかけることができる安全衛生教育の場を利用して意識を向上させていくことは、行動災害の防止には有効な手法と考えられる。また、他の業種に比べ安全衛生教育実施率が低いと考えられる小売業や社会福祉施設などの第三次産業で安全衛生教育の実施を拡大拡充することによりアウトカムにつながるものと考えられる。
- ・特に、小売業では非正規労働者の割合が正規労働者に比べ高い傾向にあり、また被災労働者に対する教育の実施率や実施時間が正規労働者に比べ低いとみられることから、重点的な取組を進める。
- ・介護・看護作業においては、ノーリフトケアや介護機器等の導入などで一定程度効果が得られている事例があることから浸透を図る。
- ・茨城労働局では令和4年度から行動災害推進計画を策定し、小売業及び介護施設を対象とした、管内のリーディングカンパニーや業界

団体、地方公共団体の関係部局が参加した協議会を立ち上げたところである。今後、同協議会に本アウトプット指標およびアウトカム指標の達成にむけた具体的取組内容の決定を付議し、併せて業界団体等を通じた機運の醸成を図る。

- ・一方、第三次産業は業界全体として安全衛生についてのノウハウの蓄積や意識が低い実情があり、これまで関わってこなかった既存の行事や制度に第三次産業全体を取り込む手法が有効であると考えられる。具体的には、県産業安全大会や地区産業安全大会への第三次産業の事業場の参加を促したり、各種災害防止関係会議へのメンバー化などが想定される。

(3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

<高齢労働者対策に係る指標>

アウトプット指標

- ・エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。

アウトカム指標

- ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

- ・令和3年の労働災害の平均被災者年齢は48.3歳で、平成29年の46.9歳と比較して1.4歳上昇し、労働者全体に占める割合も増加している。高齢化社会の進展を鑑みると暫くの間この状況は続くものとみられる。
- ・厚生労働省のアンケート結果によると、エイジフレンドリーガイドラインを知っており、同ガイドラインに基づく取組を行っているのは11.2%である、この実施率を上げていくことが、高齢労働者の災害比率を低下させていくことにつながると考えられる。
- ・また、エイジフレンドリーガイドラインの取組を行っている事業場のうち、経営者が高齢労働者対策の方針の表明をしている事業場は、50人以上規模で33.3%、30から49人規模で0%、10から29人規模で28.6%、1から9人規模で25.0%であった。このようにエイジフレンドリーガイドラインの取組を始めた事業場の中でも、特に50人未満の事業場での取組割合は50人以上の事業場に比べ低いとみられる。よって、50人未満規模の小規模事業場の取組をエイジフレ

ンドリー補助金等を活用しながら重点的に進めていくこととする。

- ・高齢者は若年層に比べ被災しやすく、被災した際の休業日数も長期化しやすい。これはひとえに年齢を重ねることによる身体に衰えが影響している。
- ・よって、健康経営などの他の行政機関の取組と連動した高年齢労働者対策を推進する必要がある。例えば健康経営の認定事業場の要件の1つにエイジフレンドリーガイドラインの実施を定めることや、健康経営認定事業場に対し同ガイドラインの周知を行うことなどが想定される。

(4) 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進、多様な働き方への対応

<外国人労働者対策に関する指標>

アウトプット指標

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材などを用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とする。

アウトカム指標

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。

- ・雇用対策法に基づく届出のあった県内の外国人労働者数は平成25年21,043人、平成30年35,062人、令和3年43,340人で、1年あたり2千人から4千人程度増加している。
- ・業種別で労働者が多いのは製造業37.1%、農業・林業17.8%、在留資格別では、身分に基づく在留資格（永住者等）35.9%、技能実習33.1%、専門的・技術的分野の在留資格16.8%であった。
- ・令和3年の外国人労働者の被災者は193人で、死傷年千人率は4.5である。
- ・被災者数では、多い順に製造業51.3%、建設業13.5%、畜産・水産業6.2%、農林業5.7%で、国籍別でベトナム19.2%、中国14.5%、フィリピン13.5%、ブラジル12.4%の順で、在留資格別では、技能実習生26.4%、永住者等24.4%、特定活動13.0%、定住者11.9%の順が多い。
- ・事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ33.2%、激突18.7%、転倒14.0%、激突され11.4%、切れこすれ10.9%で多く発生している。
- ・これらの背景として、言語や文化の違いによる、作業手順や安全衛生上の留意事項の理解不足が考えられる。

- ・ 今後も国際化、少子高齢化の影響で、外国人労働者は増加していくものと思われ、言語の違いや文化の違いに配慮した安全衛生管理体制を構築する事業場を増やしていく必要がある。
- ・ 効率的・効果的な安全衛生教育の実施するため厚生労働省が作成する予定の手法や職場のあんぜんサイト等で公開している外国語教材の周知活動を強化し、さらに、外国語対応が可能な技能講習機関を増加させ、労働局内における外国語相談員との連携を密にして周知体制を強化する。
- ・ 県内の外国人労働者のうち技能実習生は約 30%で外国人全体に占める被災者の割合も 30%弱である。技能実習の 2 次受け入れ機関に対しては、技能実習機構や 1 次受け入れ機関を通じた各種情報提供を強化し、さらに対応が必要な事案を把握した場合の協調体制の構築等を進めることとする。
- ・ 新型コロナ感染拡大に伴い拡大したテレワーク及び副業・兼業を行う労働者については、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」及び「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき安全と健康の確保に取り組む。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・ 平成 4 年 4 月に公布された一人親方等に対する健康障害防止措置を事業者には義務付ける労働安全衛生法第 22 条の規定に関連する省令の周知及び今後の「個別事業者等に対する安全衛生対策の在り方検討会」の議論を通じた法改正等についての的確に各種行政指導や説明会において周知を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づき、一人親方等の事業主に対しても安全衛生対策がなされ、その効果が波及するよう、関係行政機関と連携した推進を行う。

(6) 業種別の対策

ア 陸上貨物運送業

<陸上貨物運送業に関する指標>

アウトプット指標

- ・ 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を行う陸上貨物運送事業の事業所（荷主を含む）の割合を 45%以上とする。

アウトカム指標

- ・ 陸上貨物運送事業の死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5%以上減少させる。

- ・陸運業の県内の災害発生状況は、年間 400 件前後で推移しており増加傾向にある。特に平成 31 年（令和元年）から 3 年連続で増加しており、令和 4 年は 409 件であった。
- ・事故の型別では、「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作」の割合が高く、特に「転倒」は令和 2 年の 41 件から令和 3 年 63 件、令和 4 年 65 件（令和 5 年 2 月末速報値）で増加傾向にある。
- ・死亡災害は 12 件中半数の 6 件が交通事故で、次いで墜落・転落災害が 3 件となっている。
- ・陸運業における労働災害の 7 割は荷役作業中であることから、荷役作業における安全ガイドラインの実施がこれら災害の減少につながるものとみられるが、厚生労働省のアンケートによると、荷役作業における安全ガイドラインを認知している陸運事業者の割合は全体の 5 割であったが、荷役ガイドラインに基づく措置を講じている荷主事業場の割合は 33.5%であった。
- ・よって、陸災防などの関係機関と連携しつつ、引き続き、荷主を含めた同ガイドラインの実施を推進していくこととするが、加えて、改正が予定されている労働安全衛生規則やテールゲートリフターに関する特別教育の実施義務化や厚生労働省において検討中である、荷役作業の実態を踏まえた荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法について等への対応を推進する。
- ・陸運業においても行動災害対策は併せて進めていく必要がある。よって、荷役作業の安全対策を含めた S A F E アワードや S A F E シンポジウムへの参加を推奨していくこととする。
- ・死亡災害対策としては引き続き交通労働災害防止ガイドラインの周知を関係機関や関係行政機関と連携して推進する。

イ 建設業

<建設業対策に関する指標>

アウトプット指標

- ・墜落・転落災害のリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を 85% 以上とする。

アウトカム指標

- ・建設業の死亡者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 15%以上減少させる。

- 建設業の令和4年の死傷災害は令和5年2月末速報値で282件で、13次防の目標の342件（平成29年比10%減少）以下となり目標を達成した。
- 一方、死亡災害についても、13次防5か年間における人数は41人で、目標の45人以下（12次防期間合計に対する15%減）を達成したが、令和3年は7人、令和4年は12人で2年連続で増加し、特に令和4年は10人を超えている。
- 建設業における死亡災害の内訳としては、墜落・転落が11人（26.8%）、激突されが8人（19.5%）、はさまれ・巻き込まれが5人（12.2%）、飛来・落下が4人（9.8%）である。
- また、墜落・転落災害11人のうち、作業床や屋根などの仮設物、建築物等からの墜落が8人（72.7%）で、はさまれ・巻き込まれ災害5人のうち、整地掘削用機械など重機によるものが3人（60%）であった。
- 墜落・転落の恐れのある場所における、囲い手すり等の設置、墜落制止用器具の使用と使用方法の適正化、はしご・脚立の適切な使用の推進に取り組むと共に厚生労働省の実務者会合報告書に従って改正が予定されている一側足場の使用範囲等に関する労働安全衛生規則の周知に取り組む。
- 厚生労働省のアンケート結果によると、建設業の事業場のうち73.9%が墜落・転落に関するリスクアセスメントに取り組んでいるが、依然として死亡災害が発生している。墜落災害だけでなく、重機等によるはさまれ・巻き込まれ災害についても、リスクアセスメントを実施することによって、防止につなげることができる可能性があることから、引き続き導入を進める。よって、導入率を向上させる観点から14次労働災害防止計画においては、小規模な建設現場への導入に留意することとする。
- 建設業において熱中症死亡災害が発生していることから、毎年早期に、暑い時期を先取りする形でクールワークキャンペーン等を通じた対策の周知を図る。
- 石綿障害予防規則の完全施行が令和5年中に予定されていることから、建築物石綿含有建材調査者講習の受講機会の確保等、遺漏がない対応ができるよう対策を講じる。
- 工事の受注にあたっては、適正な安全衛生に係る予算措置がなされるよう、引き続き関係する関係するガイドライン等の周知を図る。

ウ 製造業

<製造業対策に係る指標>

アウトプット指標

- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする。

アウトカム指標

- ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

- ・令和4年の製造業の死傷災害は875件で平成29年の850件から25件(2.9%増加)している。この間、一時令和2年及び令和3年に平成29年の件数より少なくなった時期もあるが、新型コロナウイルスの影響によるものと考えられる。
- ・また、死亡災害についても13次防の目標である5年間で21人(12次防期間中の合計に対し15%減少)を超える26人で目標を達成できなかった。
- ・死亡災害の事故の型別の内訳は、はさまれ・巻き込まれが12人(46.2%)、墜落・転落が6人(23.1%)、飛来・落下が2人(7.7%)であった。また、はさまれ・巻き込まれ12人のうち11人(91.7%)は金属加工用等の機械によるもので、大半は非定常作業中に発生したものであった。墜落・転落9人のうち、2人はフォークリフトの爪の上から墜落した事例である。
- ・13次防期間中の製造業の事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ1,122人(同、26.4%)、転倒755人(17.7%)、墜落・転落510人(12.0%)、動作の反動・無理な動作504人(11.8%)で、全体の10%をそれぞれ超えている。
- ・厚生労働省のアンケート結果によると、製造業の事業場のうち、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止に取り組んでいる事業場の割合は95.0%であった一方、機械のリスクアセスメントに取り組む事業場は40.0%であった。
- ・機械のリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を増加させることは、死傷者数の減少につながる可能性が期待できる。また、その際、非定常作業を含めたリスクアセスメントの実施率向上に留意する必要がある。

- ・ 昨今の人出不足等の影響で、職長等の安全衛生管理意識、能力の低下が遠因となり、死亡災害の増加につながっているとの指摘がみられるところである。上記リスクアセスメントの実施あたっては、実施管理者の素養が重要である。行政としては、各種説明会などを通じ職長等への教育への側面支援やリスクアセスメントの手法、科学技術の進歩に伴う抜本的な機能安全化などの情報提供の強化を図っていく。
- ・ 製造業においても墜落・転落による死亡災害が一定の割合で発生しているが、フォークリフトの爪の上から墜落する等の非定常作業時の被災が大半である。これらの事例の共有を図り、傾向を踏まえた対策を推進する。
- ・ 製造業の死傷災害の約3割で行動災害が発生していることから、製造業においてもSAFEコンソーシアムの枠組みを活用しながら労使の機運を盛り上げていくこととする。

(7) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

① 過労死等の防止等の強化

<メンタルヘルス対策に関する指標>

アウトプット指標

- ・ メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施事業者の割合をそれぞれ80%、50%にする。

アウトカム指標

- ・ メンタルヘルス不調につながる「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」を2027年までに50%未満とする。

ア 過重労働による健康障害防止対策

- ・ 「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方を」実現させるため、時間外労働の上限規制、年次有給休暇取得率の向上及び勤務間インターバル制度導入率を向上させる等、引き続き働き方改革を推進することにより、疲労回復のための十分な睡眠時間又は休憩時間が確保できないような長時間に渡る過重労働の防止を図る。
- ・ 疲労が蓄積されるおそれのある場合の対策として、長時間労働者に対する医師の面接指導や産業医、産業保健スタッフによる健康相談等の実施、衛生委員会における健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する調査審議が確実に実施される等、事業場における健康

管理対策の一層の強化を図る。

イ ストレスチェック制度の適切な実施

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組やストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を一層推進する。
- ・ ストレスチェックの実施義務のある 50 人以上の規模事業場においては、14 次防期間中に実施率を 80%以上とする数値目標を定めて取り組むほか、引き続き集団分析の実施率 85%以上を維持させる。

② 労働者の健康確保対策の強化

ア メンタルヘルス対策等

<過重労働防止対策に関する指標>

アウトプット指標

- ・ 年次有給休暇の取得率が 70%以上、勤務間インターバルの導入率を 15%以上にする。

アウトカム指標

- ・ 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5 %以下とする。

- ・ 「労働者の心の健康保持増進のための指針」（平成 27 年 11 月 30 日改正）に基づき、衛生委員会等における調査審議、心の健康づくり計画策定及び 4 つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア及び事業場外によるケア）の推進により、事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 産業医の選任義務がない小規模事業場においては、必要に応じ茨城産業保健総合支援センターを活用させるほか、メンタルヘルスケアの実施に当たっては、事業者がメンタルヘルスケアを積極的に実施することを表明し、セルフケア、ラインによるケアを中心として、実施可能なところから着実に取組を推進するよう支援する。

イ 腰痛の予防

- ・ 腰痛は、特に社会福祉施設において多く発生している状況にあり、全業種における年齢別では、50 歳未満の労働者において約 75%を占めている状況にある。
- ・ 期間中においては、腰痛予防を含めた安全衛生教育の確実な実施を推進するほか、社会福祉施設においては、介護労働者等の身体的負

担軽減を図る介護機器について、効果的な取組の周知・啓発を行い、導入を促進する。引き続き、「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月改訂）に基づく取組を推進する。

ウ 粉じん障害防止対策

- ・粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、令和5年度を初年度とする第10次粉じん障害防止総合対策（茨城局版）に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的な取組を推進する。

エ 熱中症の予防

＜熱中症の予防に係る指標＞

アウトプット指標

- ・暑さ指数を把握している事業場の割合を増加させる。

アウトカム指標

- ・暑さ指数に応じた措置に取り組む事業場が増加し、熱中症による死亡者数の増加率を13次防期間中の総数と比較して減少させる。

- ・JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・熱中症予防の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の周知を図る。
- ・警備業の交通誘導等では、作業の休止時間及び休息時間を確保し、適切な作業管理を行うことができる人員の配置等について、関係機関、団体と連携して一層推進する。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年7月改正）に基づく取組を推進する。

オ 騒音障害の防止

- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止ガイドライン」（令和5年3月改正）に基づき、作業環境測定、健康診断及び労働衛生教育等について指導するほか、測定に関する必要な支援等を行う。

（8）傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

① 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ア 「事業場における治療と仕事の両立支援のためガイドライン」（以下、「両立支援ガイドライン」という。）等の周知・啓発

- ・ 傷病を抱える労働者の就業の継続に当たり、業務によって傷病を悪化させてしまわないよう、事業場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、「両立支援ガイドライン」の周知・啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。また、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平成29年指針公示第9号)の一層の周知・啓発を図り、企業における健康確保対策の取組を推進する。

イ 地域両立支援推進チームの活動等

- ・ 平成29年に発足した地域両立支援推進チーム(以下、推進チームという。)における、令和4年度を初年度とする治療と仕事の両立支援推進計画(5か年計画:茨城局版)(以下、推進計画という。)に基づく活動等を通じ、地域における企業、医療機関等関係者の連携を図る。
- ・ 同推進計画に基づく、あらゆる機会を活用し治療と仕事の両立支援に係る周知及び茨城局独自に作成したリーフレットの配布のほか、アンケートを実施することにより事業場における治療と仕事の両立支援の認知状況等を把握し、アンケート結果については推進チームと情報共有することにより以後の取組に活用する。

ウ 企業の意識改革

- ・ 企業における意識改革を図るため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためガイドライン」に基づく取組について、局署幹部による啓発・指導を行うとともに、労働者の健康管理の推進等について一層の働きかけを行う。
- ・ 治療と仕事の両立支援を取り組んでいる事業場の好事例を広く周知・啓発を図る。(治療と仕事の両立支援ナビの活用)

エ 茨城産業保健総合支援センターの活用

- ・ 治療と仕事の両立支援の取組に対する各種支援サービス等、茨城産業保健総合支援センターの持つ様々な機能について、推進チームの活動等を通して関係者に周知し、活用の促進を図る。
- ・ 事業場への個別訪問指導、個別事案に関する労働者と事業者間の調整・支援について、周知・啓発を図り、両立支援ガイドラインに基づく対策を促進する。また、茨城産業保健総合支援センターに配置されている労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」による治療と仕事の両立に係る相談支援体制の活用を図る。

(9) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進

① 化学物質による健康障害防止対策

<化学物質による健康障害防止関係の指標>

アウトプット指標

- ・危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施とそれらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じる事業場の割合をそれぞれ80%にする。

アウトカム指標

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害が5%減少する。

- ・令和4年5月31日に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下、改正省令という。）及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第190号。以下、改正告示という。）に基づく、いわゆる新たな化学物質規制（以下、新たな化学物質規制という。）に基づき、製造・使用禁止物質（8物質）及び特化則等に基づく個別具体的な措置義務のある物質（123物質）以外の化学物質についても、ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達、SDSの情報等に基づくリスクアセスメントの実施及びばく露濃度をばく露濃度基準以下とする等、事業場における自律的な管理を定着させる。
- ・新たな化学物質規制を適切に周知するため、国土交通省等の国の機関若しくは茨城県等の自治体に対し必要な要請を行う。

② 石綿による健康障害防止対策

- ・今後も石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれることから、令和4年度を初年度とする「石綿ばく露防止対策5カ年計画」（茨城局版）に基づき、現場に対する指導はもとより、店社に対しても石綿ばく露防止対策の徹底を図る。

③ 受動喫煙防止対策

- ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。
- ・受動喫煙を受ける蓋然性の高い職務上の作業について、換気や空気清浄機の設置等による有害物質濃度の低減や保護具の着用等による効果の検証結果等を踏まえ、受動喫煙防止対策の普及及び促進を図る。

4 特定分野における対策

ア 鹿島臨海コンビナート地区における爆発・火災防止対策等

- ・ 13 次労働災害防止期間中において、化学設備の爆発による死亡災害が 1 件発生している。
- ・ 同コンビナートでは設置から 50 年以上経つ設備も存在し、漏洩事故が多発している状況にあることから、引き続き火災対策も含め労働安全衛生規則及び関係法令に基づく措置の徹底を図る。また、化学物質リスクアセスメントの実施の徹底を図る。

イ 美浦トレーニングセンターにおける対策

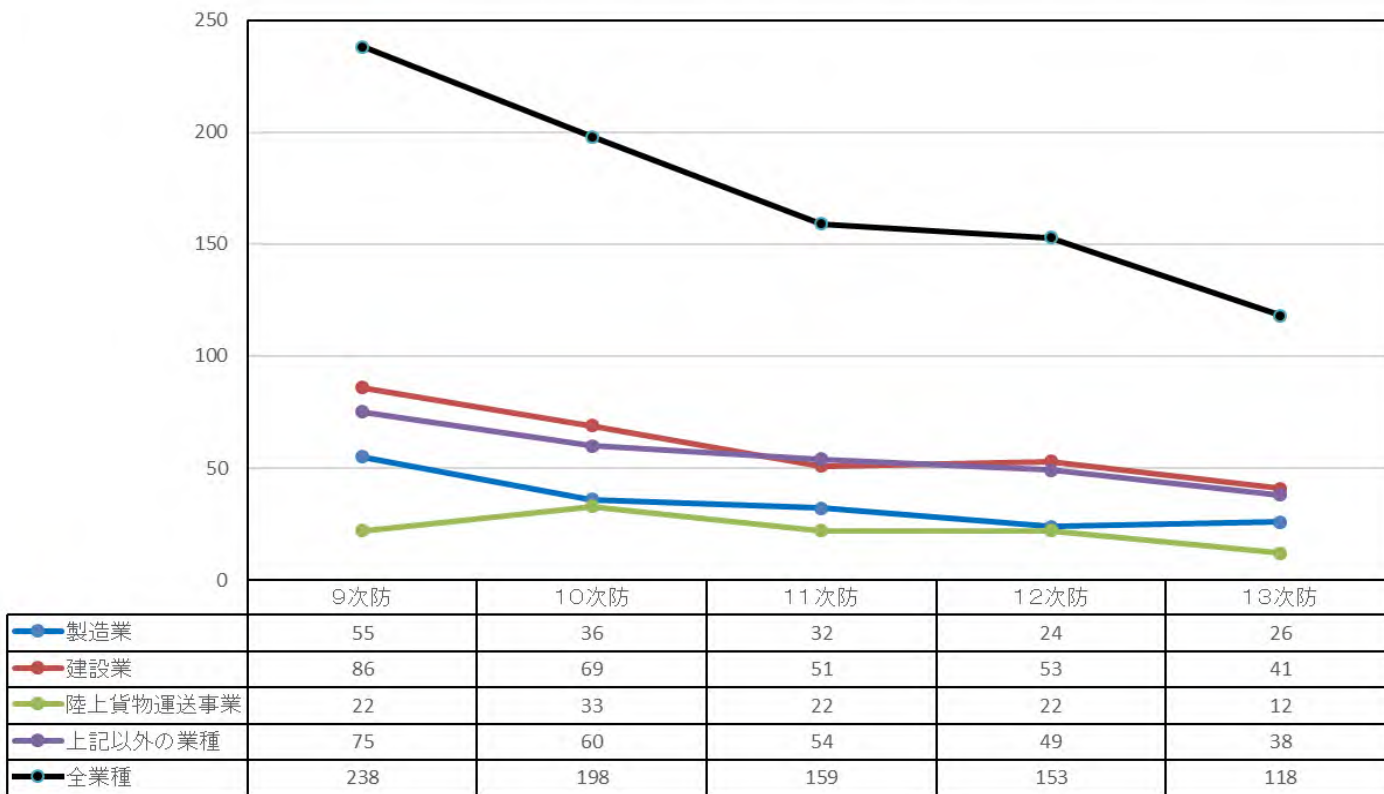
- ・ 日本中央競馬会美浦トレーニングセンターの死傷災害は 12 次労働災害防止計画期間中は 80 件を切る件数まで減少したが、13 次労働災害防止計画期間中は 100 件前後で推移している。
- ・ 業界団体と連携しつつプロテクターの着用等具体的対策の周知や災害事例の共有化、安全パトロールの実施を通じて、事業場の自主的取組みの促進を行う。

ウ 原子力施設及び医療機関における被ばく防止対策

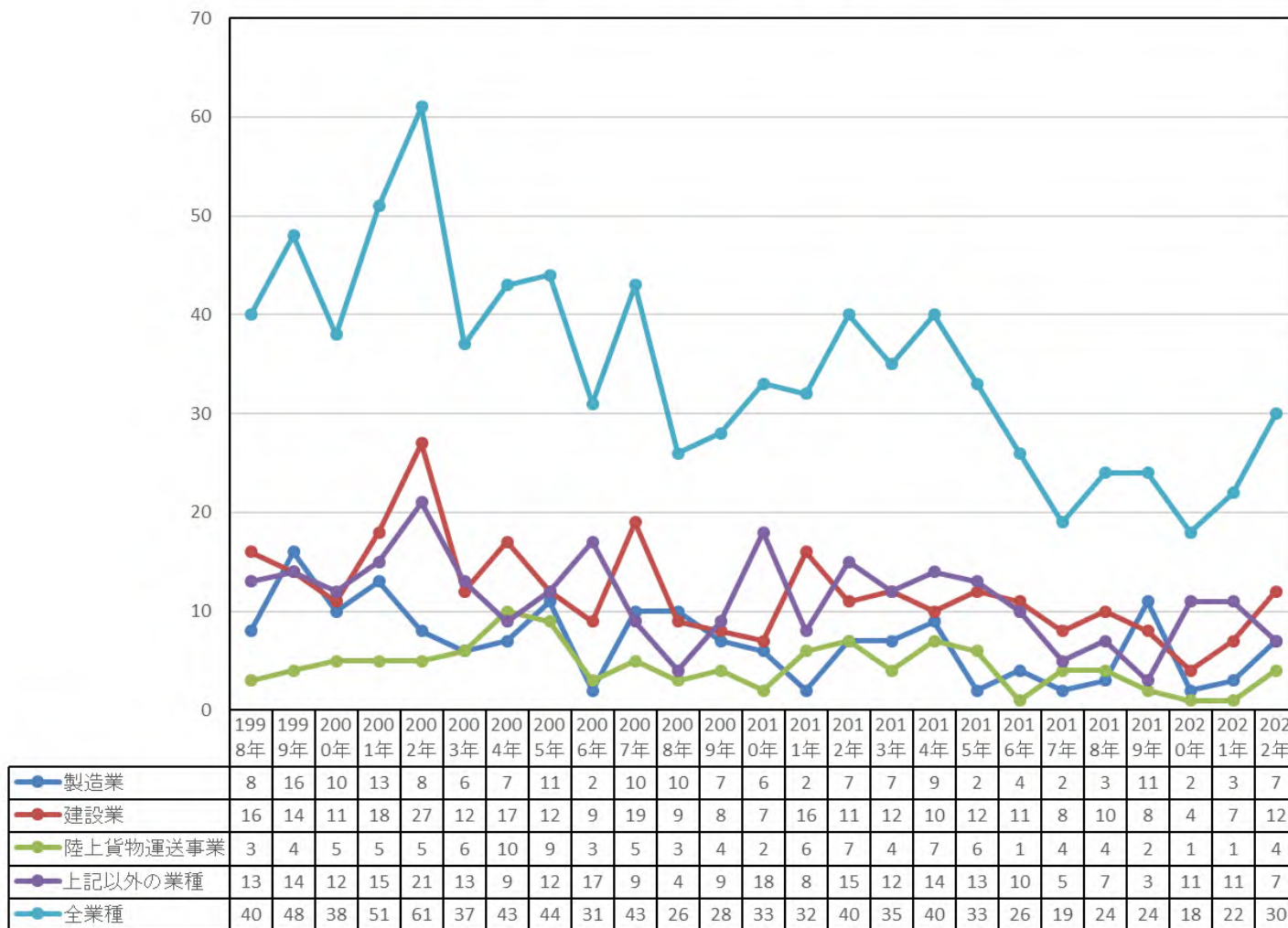
- ・ 原子力発電所及び原子力施設等における電離放射線被ばく防止対策は、これまでも重点として推進してきたが、12 次防期間中に放射性物質による内部被ばく事故が発生し、医療機関では、放射線管理が不十分な作業環境下において、長い間医療用エックス線撮影業務に従事していた医療従事者が、外部被ばくにより皮膚がんを発症する事故が 13 次防期間中に発生したところである。引き続き、立入検査等により、原子力施設における電離放射線障害防止規則に基づく被ばく防止措置の徹底等を図ることはもとより、医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。
- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が極めて重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを更に推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップからの取組方針の設定及び表明等、積極的な取組を促進する。

(注) 本推進計画に用いたデータは、令和 5 年 3 月下旬の段階で把握した各種統計を元にしたものであり、今後最新のデータを把握次第更新していく予定である。

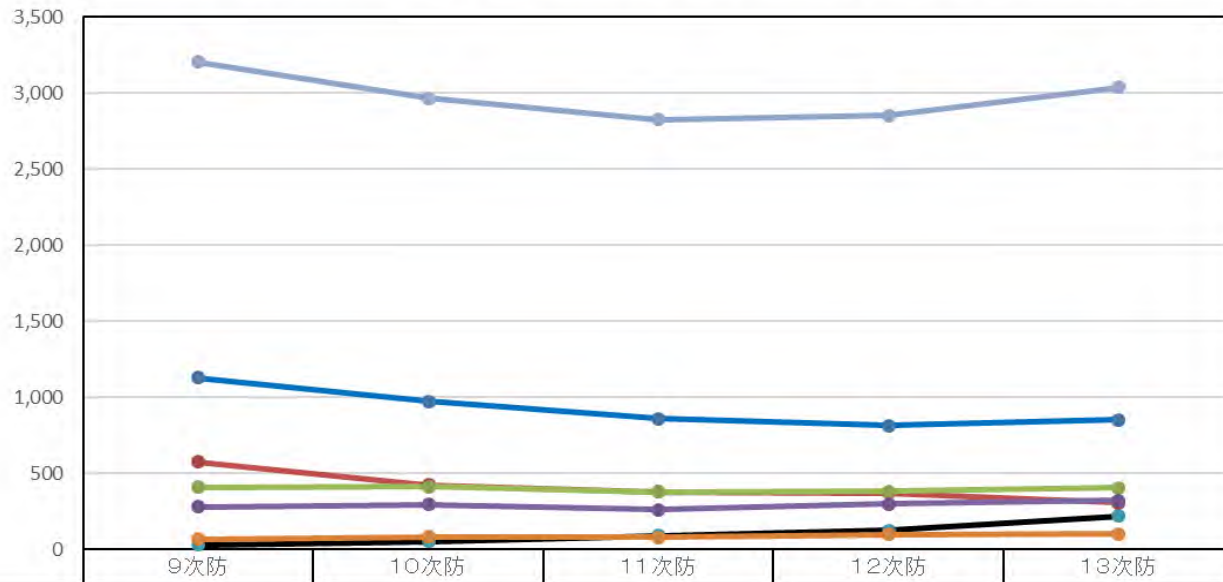
グラフ1 災害防止計画間の死亡災害件数の推移



グラフ2 茨城県内の業種別死亡災害の推移

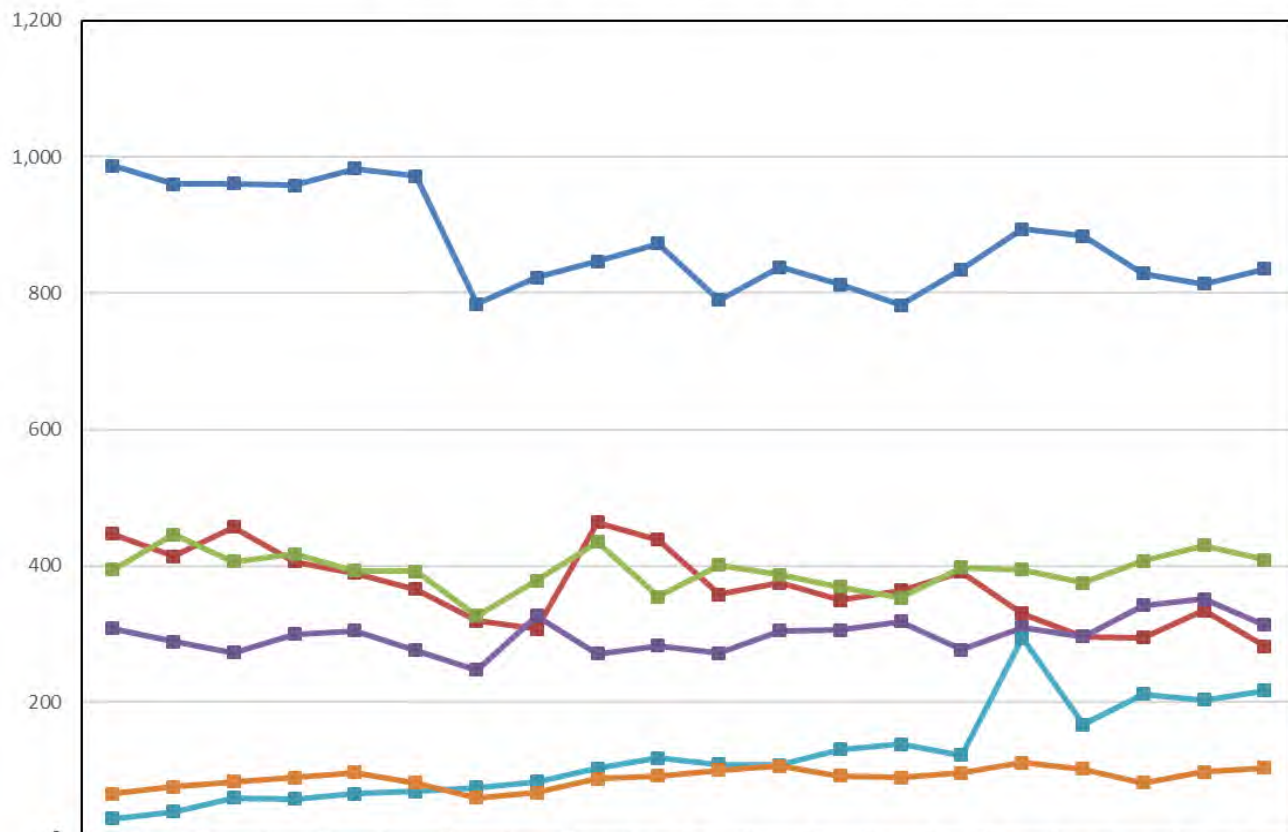


グラフ3 災害防止計画間の業種別死傷災害年平均件数の推移



	9次防	10次防	11次防	12次防	13次防
製造業	1,126	970	860	812	851
建設業	573	423	379	368	307
陸上貨物運送事業	407	411	377	382	403
小売業	280	295	261	296	322
社会福祉施設	29	50	90	122	219
飲食店	68	82	78	97	99
全業種	3,202	2,963	2,824	2,850	3,037

グラフ4 茨城県内の業種別死傷災害の推移



	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
製造業	987	960	961	958	983	972	784	823	847	873	790	838	813	782	835	894	884	829	814	836
建設業	447	414	457	406	389	366	319	307	464	438	358	375	350	364	391	330	296	295	334	282
陸上貨物運送事業	394	446	406	417	393	392	327	378	435	355	401	387	369	353	398	394	375	407	430	409
小売業	308	289	273	300	305	276	247	327	271	283	272	305	306	318	277	310	296	342	351	313
社会福祉施設	29	39	60	58	66	69	75	83	103	118	109	108	131	138	122	294	167	212	203	217
飲食店	66	76	83	89	97	82	60	67	88	92	100	106	92	89	96	111	102	82	98	104

茨城県内13次防期間中死亡災害事故の型別分類件数

グラフ5

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故	動作の反動・無理な動作	その他	合計
全業種	27	6	1	10	5	11	21	3	0	1	5	1	3	1	0	1	19	0	3	118
製造業	6	1	1	2	0	0	12	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	26
建設業	11	2	0	4	2	8	5	2	0	0	2	0	2	0	0	0	3	0	0	41
陸運業	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	12
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

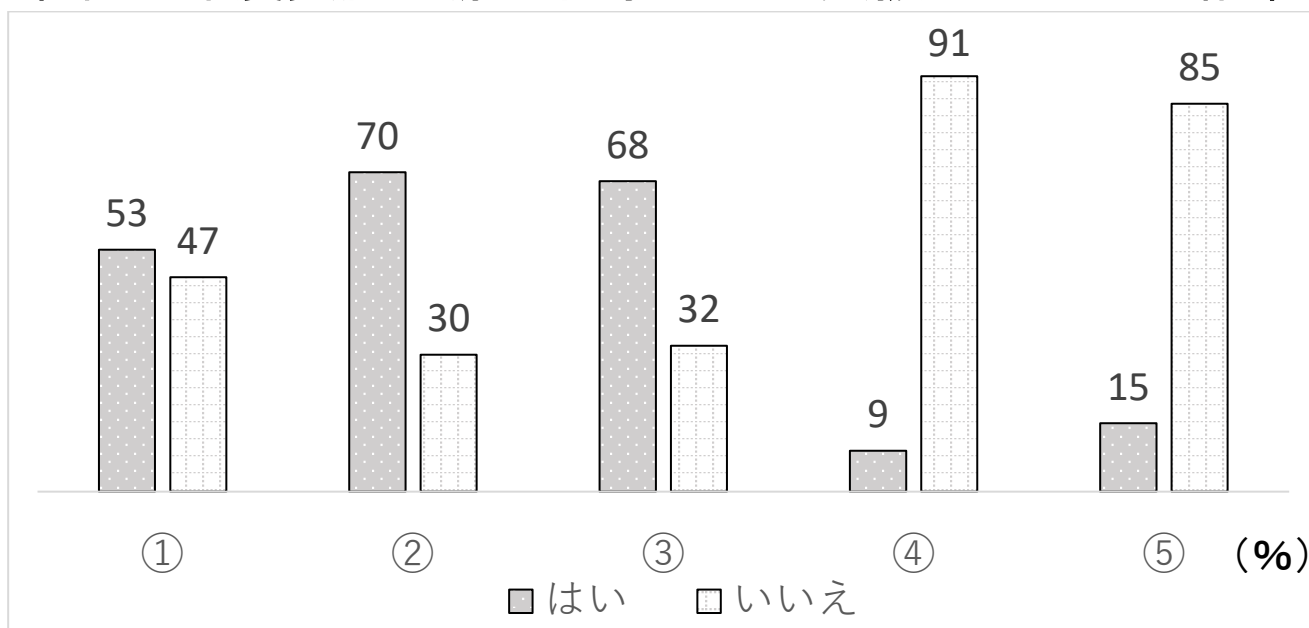
茨城県内13次防期間中(令和5年2月末速報値)死傷災害事故の型別分類件数

グラフ6

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故	動作の反動・無理な動作	その他	合計
全業種	2837	2917	847	672	173	1038	2065	879	25	1	386	63	14	3	10	9	927	2189	2631	17686
製造業	510	755	217	238	59	260	1122	341	4	0	139	30	6	1	5	6	47	504	171	4415
建設業	466	114	79	135	22	142	230	134	7	0	32	6	5	1	0	0	65	92	179	1709
陸運業	657	246	158	83	43	142	195	20	5	0	32	5	0	0	1	0	114	302	41	2044
小売業	168	426	80	65	12	55	99	86	4	0	42	3	0	0	2	0	288	265	28	1623
社会福祉施設	90	295	41	12	1	52	18	34	0	0	14	2	0	0	0	0	52	359	1067	2037
飲食店	35	165	26	11	3	12	19	97	1	0	59	3	0	0	0	3	18	44	29	525

注) その他に新型コロナウイルス感染症罹患分を含む。

令和4年度実施治療と仕事の両立支援アンケート結果



①	「治療と仕事の両立支援」というフレーズを知っていますか。
②	治療をしながら就業を継続した労働者若しくは休職後復職した労働者はいますか。 (いたことはありますか。)
③	②の際に何らかの配慮(労働時間中の通院の配慮、仕事の軽減等)をしましたか。(配慮したことを知っていますか。)
④	治療と仕事の両立支援に関する研修会等に参加したことはありますか。(事業場としてどなたか参加しましたか。)
⑤	治療と仕事の両立支援窓口が設けられている病院があることを知っていますか。

※回答事業場数 687 件 (うち製造業 62%、建設業 15%、道路貨物運送業 6%、社会福祉施設 1%及びその他の業種 16%)

～アンケート結果の分析～

質問①について 半数以上が「治療と仕事の両立支援」(以下、両立支援という。)というフレーズを知っていることを踏まえると、「はい」と回答した事業場では、当該フレーズを把握している程度に留まっているか、既に両立支援制度を運用している若しくは運用したことがあることが推測できる。しかしながら、「いいえ」と回答した事業場において実績がないとは必ずしも言えない。

質問②について 回答事業場の7割が両立支援制度の運用実績があることを踏まえると、当該フレーズを知らない事業場においても当制度の運用実績があることが推測できる。

質問③について 「はい」と回答した事業場が約7割であることを踏まえると、前記②の回答結果において「はい」と回答したほぼ全ての事業場において、何らかの配慮を行っていることが推測できる。

質問④について しかしながら、質問①において「はい」と回答した事業場が5割を超え、回答事業場の7割に運用実績があるものと推測できるにもかかわらず、担当者を研修会に参加させる等の取り組みまでは行われていないことを踏まえると、事業場としては両立支援に対し消極的であることが推測できる。

質問⑤について 同様に、回答事業場の9割弱が両立支援窓口が設けられている病院を知らないことを踏まえると、両立支援が必要な労働者の支援について、事業場としては消極的であることが推測できる。